

Title	政教分離と宗教的自由 : フランスのライシテ
Author(s)	小泉, 洋一
Citation	
Issue Date	
Text Version	ETD
URL	<a href="https://doi.org/10.11501/3155600">https://doi.org/10.11501/3155600</a>
DOI	10.11501/3155600
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

氏 名	小 泉 洋 一
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	第 1 4 2 4 8 号
学 位 授 与 年 月 日	平 成 11 年 2 月 3 日
学 位 授 与 の 要 件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 名	政 教 分 離 と 宗 教 的 自 由 — フ ラ ン ス の ラ イ シ テ ー —
論 文 審 査 委 員	(主 査) 教 授 松 井 茂 記 教 授 中 山 勲 助 教 授 松 本 和 彦

## 論 文 内 容 の 要 旨

1 この論文はフランスの政教分離であるライシテの原則を究明した論文である。フランスでは、憲法がライシテの原則を明示し、一九〇五年のいわゆる政教分離法がライシテの原則の内容を定めている。この状況は政教分離原則の下で信教の自由を宣言したわが国から見て興味深い。そのため、この論文は政教分離と宗教的自由に関わる諸問題を比較憲法的に検討するという意図を持つが、しかしながら、わが国の問題状況を切り離してフランスの政教分離を検討するというのが、論文の基本姿勢である。

この論文は、まず、ライシテがいかなる政教関係で成立し、それがその後どのように展開してきたか、またライシテとはいかなる概念であるかなど、ライシテに関する一般の問題を取り扱い、ライシテの特徴を解明する（1編「ライシテの原則」）。次に、ライシテの原則が適用される個別領域における問題状況を詳細に考察し、それにより先に解明したライシテの特徴を再検証する（2編「ライシテの原則の適用」）。

2 「ライシテの原則」（1編）の要旨は以下のとおりである。

聖職者の公的領域への介入に反対する反教権主義を背景に、第三共和制の初めに共和派がカトリック教会の活動を礼拝に押し込めようとする形でライシテが立法化された。国家のライシテを全般的に立法化したのは、一九〇五年の政教分離法であり、その中核的内容は礼拝の公認禁止および礼拝への補助金禁止であった。だがその後、宗教的自由を広く認める判例が展開されるとともに、カトリック教会の反発あるいは教会に好意的な政教関係を背景に友好的な分離を指向する法改正も相次いだ。そうしたなかで第四共和制においてライシテが宗教的自由を保障するための宗教的中立性という意味で憲法原則となった。今日ライシテは、一方で教会を支持する教権主義と反教権主義との伝統的論議の対象となりながらも、政教関係の新たな展開を反映して、新たな論議を呼んでいる（1編1章）

もっとも、ライシテの語はカトリック教会に対する共和派の闘争イデオロギーとして登場したため、ライシテの語はもともと多義的であいまいである。したがって、ライシテの法的概念も不明確なところがある。だが、今日では一般に、ライシテは宗教的自由の保障と結び付く国家の宗教的中立性と解されている（1編2章）。

中立性とライシテとは微妙に相違するが、ライシテを宗教的中立性と解してそれをさらに分析すると、ライシテ・

宗教的中立性には、国家による宗教信仰を無視を意味する消極的中立性のみならず、積極的中立性がある。積極的中立性とは、国家行為により信仰が脅かされる者がいる場合に、国家がそれを無視せず、その者の信仰を考慮し、信仰の自由を回復するための特例措置を行うべきだと考えることである（1編3章）。

3 「ライシテの原則の適用」（2編）の要旨は次のとおりである。

礼拝の公認禁止の効果は公役務（国・公共団体の行う活動）の非宗教化である。もっとも、これによっても国が宗教の存在を無視することはできないばかりか、礼拝用建物公有制度等において政教分離前の宗教公役務の残滓も見られる（2編1章）。

礼拝への補助金禁止の原則は、政教分離法の立法者において法律の要をなすものであり、また厳格に制定された。だがその後、判例、新立法および時として判例にも反するような行政実務により、その原則は柔軟化した。この原因は、人口移動の結果必要となった新しい礼拝所建設を行うだけの教団の財源を政教分離法が十分に用意していなかったこと、補助金禁止の原則より宗教的自由または宗教信仰の平等を優位させる発想、および政教分離法が定める礼拝用建物公有制度等にあった（2編2章）。

公教育の分野でライシテはとくに厳格であり、教育課程のライシテ、教員のライシテおよび教育役務の宗教的中立性が法律および判例により明確にされている。もっとも、立法者はライシテを生徒の宗教的自由の保障と調和的に考えてきたばかりか、判例および行政実務は生徒の多様な宗教信仰に寛容であった。このような姿勢は、公立学校で生徒が宗教的標章を着用することの可否が争われたイスラムのスカーフ事件の判例においても一貫してとられている（2編3章）。

宗教的自由については、確かに反教権主義的な規制が残る面も見られる。だが、宗教的自由を広く承認する判例において、ライシテと宗教的自由との密接な結び付きが見られ、ここではライシテは反教権主義ではなく、宗教的自由を保障する宗教的中立性を意味するものである。また、フランスでは国家による積極的措置による宗教的自由の保障が見られるという特徴がある（2編4章）。

政教分離前には国家の裁判機関が教会内部事項まで審査していたが、政教分離後、裁判所は、教義上の問題、ならびに教会法や宗教的戒律の解釈・適用等について、それを宗教当局の判断に委ねることにより、徹底して宗教上の紛争への不介入の態度をとる。これにより教会が自由を享受するようになっており、ここにライシテの友好的分離としての性格を見ることができる（2編5章）。

宗教団体制度は、礼拝への補助金禁止と同様に制定時から今日まで大きな変化がある。今日では宗教団体は、税制面での優遇を受けず、法律上の能力を制限される非営利社団タイプのものとの二段階になっている。この二段階構造はいわゆるセクト集団から大きい法律上の能力および税制上の優遇の享受を排除する機能を果たしている（2編6章）。

4 この論文が1編1章の結語として述べた次の点が論文全体の結論である。

ライシテは、反教権主義のイデオロギーとして実定法化されたが、ライシテが政教分離法制定後の立法・判例を通じて宗教的中立性の意義を持つものであることが明確にされ、その意味でライシテが憲法原則となった。このようにライシテは今日まで変化してきている。フランスの政教分離はアメリカの政教分離とは異なる制定過程と特徴を持ち、またフランスの政教分離は日本の政教分離とは極めて異なる独自の背景を持つものである（1編1章）。以上

## 論文審査の結果の要旨

政治と宗教の関係をめぐる政教分離原則は、重要な憲法原則であるが、その具体的な内容についてはそれぞれの国の歴史的社会的事情を反映して複雑なものがある。本論文は、フランスにおける政教分離原則を丹念に紹介したものであり、フランス憲法の比較憲法的研究として、また日本国憲法の政教分離原則を考える上での参考材料として高い価値を持っている。

政教分離原則はフランスでは「ライシテ」と表現されるが、本論文は、このライシテの原則がどのように形成され、憲法原則となったのかを歴史的に跡付けた上で、それがどのようにフランスで理解されているのかを検討する。そして、ライシテの原則にもかかわらずさまざまな政治と宗教の結びつきが見られること、また信教の自由を尊重して例外的措置を認める積極的な政教分離の考え方が支配的であることが明らかにされている。その上で本論文は、教育などの個別領域でどのように政教分離原則が実現されているかを子細に検討するとともに、フランスの宗教団体制度や宗教団体内部の問題に対する裁判所の介入の問題など政教分離原則に関わる問題を包括的に検討している。

全体として、本論文の研究はきわめて詳細であり、しかもフランスの歴史や社会に照らしてフランスの特殊性を明瞭に提示している。しかも個別的に検討されている領域も網羅的であり、判例や学説の検討もしっかりと行われている。従来、同じく政教分離原則が憲法原則とされていてもアメリカ合衆国については詳細な研究が行われていたが、フランスについては十分な研究がなかったことを考えると、本論文はきわめて貴重な研究といえる。その成果は、日本の憲法学に対しても多大な貢献となるものと考えられる。

それゆえ、本論文は博士号授与に十分値するものと判断した。